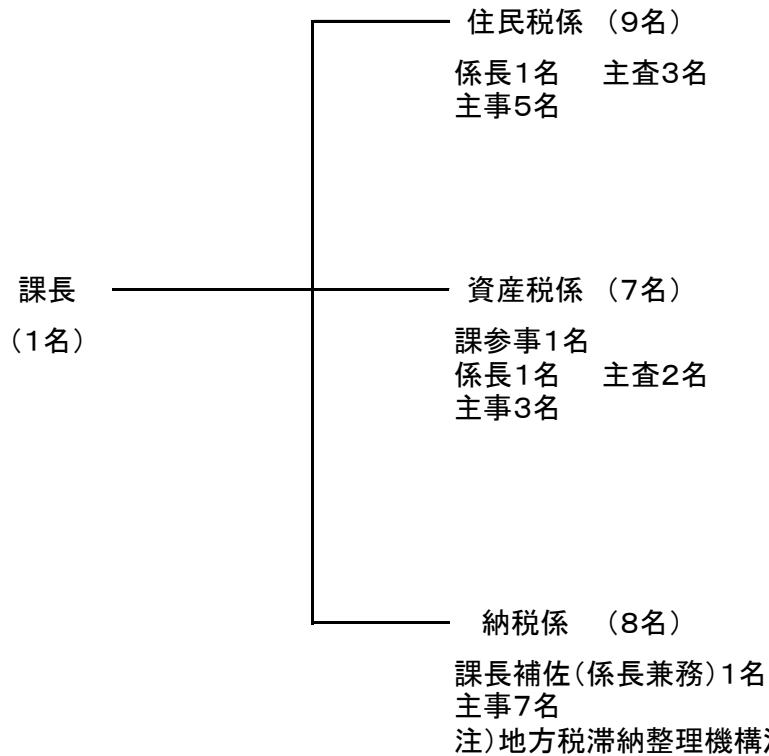


## 税務機構(平成31年4月1日現在)

(税務課)



### 『事務分掌』

- ① 個人市民税及び個人県民税に関すること。
  - ② 法人市民税に関すること。
  - ③ 市たばこ税に関すること。
  - ④ 入湯税に関すること。
  - ⑤ 住民税に係る証明に関すること。
  - ⑥ 課の庶務に関すること。
- 
- ① 土地の評価に関すること。
  - ② 家屋及び償却資産の評価に関すること。
  - ③ 固定資産税及び都市計画税に関すること。
  - ④ 軽自動車税に関すること。
  - ⑤ 鉱産税に関すること。
  - ⑥ 特別土地保有税に関すること。
  - ⑦ 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
  - ⑧ 資産税に係る証明に関すること。
- 
- ① 市税の収納に関すること。
  - ② 個人県民税の収納に関すること。
  - ③ 市税及び個人県民税の滞納督促、整理、処分に関すること。
  - ④ 納税に係る証明に関すること。

固定資産評価員1名(副市長)